

各位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

職長・安全衛生責任者教育 ご案内

現場で直接労働者を指揮する職長の労働災害防止に果たす役割はますます重要となっているところですが、安全衛生責任者には、このような職長が選任されることが多く、この場合、職長としての職務だけでなく、安全衛生責任者としての職務も的確に遂行する必要があります。このような状況に鑑み、厚生労働省より職長・安全衛生責任者教育がしめされているところです。

この教育を修了したものは、「安全衛生責任者」と労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」を同時に修了したものとすることが認められております。

さらに、平成18年4月に労働安全衛生法の一部が改正され職長教育に「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」が講習科目に追加されました。

これにより、「職長・安全衛生責任者教育」についてカリキュラムが大幅に改正され、平成18年4月1日より新たなカリキュラムに基づき、教育を下記により実施しておりますので会員各位及び協力会社の該当者を受講させ、安全衛生責任者並びに職長としての資質の向上に努められますよう、ご案内申し上げます。

1. 講習日時

日 程	講 習 会 場
令和6年6月5日（水）9：00～17：10	滋賀県建設会館 大津市におの浜1丁目1-18
令和6年6月6日（木）9：00～17：10	

2. 受講対象者

関係請負人として（協力業者として）「安全衛生責任者」及び「職長」、又は今後これらの職務に就く予定者

3. 募集定員 40名**4. 受講料等**

会員 18,161円（受講料 14,850円 + テキスト代 1,660円 + 消費税 1,651円）
非会員 18,711円（受講料 14,850円 + テキスト代 2,160円 + 消費税 1,701円）

5. 申込書類

申込書は建災防滋賀県支部のHPよりダウンロードできます。

URL：https://yumeken.or.jp/kensaibou/#seminar_list

6. 受講申込

- (1) 講習初日の10日前までに所定の受講申込書に所要の事項を記入し、直近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真（上半身無帽）〔3.0cm×2.5cm〕1枚（スナップ写真、個人で撮影したデジタルカメラ写真等は不可）を貼付し、本人確認書類（免許証等現住所の確認できるもの）写しを添えてお申し込み下さい。

- (2) 申込書への記入は、必ずボールペンをご使用下さい。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないで下さい。記入に訂正がある場合は、訂正箇所に二重線を引き、空欄に正しく記入してください。
- (3) 申込書の提出は、窓口までお持ちいただくか、郵送でお願いします。会員の方は、（一社）滋賀県建設業協会の各支部でも受付が可能です。
- (4) （一社）滋賀県建設業協会の各支部でお支払いいただいた場合、その場ではお支払いの預り証を発行させていただき、領収書は後日郵送いたします。
- (5) 受講料は、講習初日の10日前（営業日）までに窓口でお支払いいただくか、下記口座までお振込みください。

口座	滋賀銀行本店（普通）755278
名義	建設業労働災害防止協会滋賀県支部

- (6) 申込受付は、講習初日の10日前（営業日）もしくは 定員 になり次第締め切ります。
- (7) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、返還いたしませんので予めご了承下さい。

7. 修了証の交付

- 本教育を修了された方は、「職長・安全衛生責任者教育」の修了証を交付いたします。
- 本教育を修了された方は、次の2つの教育を同時に修了したものと認められます。
 - 「安全衛生責任者教育」（労働省通達に基づく教育）
 - 「職長教育」（労働安全衛生法第60条に基づく教育）

8. 申込書の提出及びお問合せ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階
 電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

9. 遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1) 原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2) 講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。20分以上の遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (3) 公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。
- (4) 二日間の全科目を受講していない場合は、修了証を交付いたしませんのでご注意ください。
- (5) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

〔参考〕

■CPDS・CPD 証明書

受講証明書の発行を希望される方は、必ず受講申込書にご記入下さい。（CPD ご希望の場合は、11桁のCPDNo.も、ご記入下さい）

※CPDS（14ユニット）、CPD（14単位）の予定です。

※CPDについては講習日2週間までに申請がなければ、ユニット付与を行いませんのでご注意ください。